

自然災害発生時における業務継続計画

令和6年4月

蕨市第一地域包括支援センター

法人名	社会福祉法人 蕨市社会福祉協議会	種別	地域包括支援 (介護予防支援)
代表者	下村 純久	管理者	橋本 佐和子
所在地	埼玉県蕨市錦町 3-3-27	電話番号	048-434-6721

目次

総則	P 3
1. 基本方針	P 3
2. 推進体制	P 3
3. リスクの把握	P 3
(1) ハザードマップなどの確認	P 3
(2) 被災想定	P 3～6
4. 優先業務の選定	P 7
(1) 優先する事業	P 7
(2) 優先する業務	P 7
① 発生直後の業務	
② 支援・介護業務ほかの継続する優先業務	
(3) 利用者情報の整理	P 8
(4) 現状の課題と対策	P 8
5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し訓練	P 8
(1) 職員への研修と訓練	P 8
(2) BCPの検証・見直し	P 9
自施設での対応（自助）	P 10
1. 平常時の対応	P 10
(1) 建物・設備の安全対策	P 10
① 人が常駐する場所の耐震措置	P 10
② 設備の耐震措置	P 10
(2) 電気が止まった場合の対策	P 11
(3) ガスが止まった場合の対策	P 11
(4) 備蓄品	P 11
(5) 通信が麻痺した場合の対策	P 12
(6) システムが停止した場合の対策	P 12
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	P 13
① トイレ対策	
② 汚物対策	
(9) 資金手当て	P 13
2. 緊急時の対応	P 14
(1) BCP発動基準	P 14
(2) 行動基準	P 14
(3) 対応体制	P 15

(4) 対応拠点	P 1 5
(5) 安否確認	P 1 5
① 利用者の安否確認	
② 職員の安否確認	
(6) 職員の参集基準	P 1 6
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	P 1 7
(8) 重要業務の継続	P 1 7
(9) 職員の管理	P 1 7
① 休憩・宿泊場所	
② 勤務シフト	
(10) 復旧対応	P 1 8
別紙1 地域の危険度マップ（地震）	P 1 9～2 0
別紙2 蕨市浸水想定区域図	P 2 1～2 2
防災関連施設一覧	P 2 3
避難場所・避難所一覧	P 2 4
別紙3 職員・家族等 安否確認報告書	P 2 5
別紙4 所属長用 被害確認報告書	P 2 6
別紙5 災害対応チェックリスト	P 2 7

総則

1. 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

- ①利用者の安全確保
利用者の安全を確認する。
- ②サービスの継続
利用者の生命・身体・健康を守る機能を維持する。
- ③職員の安全確保
職員の生命や生活の維持に努める。

＊法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

2. 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

主な役割	役職	氏名	補足
全体統括	管理者	橋本佐和子	
利用者対応一覧の管理		五十嵐樹里奈	
備品等の管理		奥寺寛子	
ファイルの修正 各利用者へ連絡表を作成		平野弥生	

3. リスクの把握

(1) ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。別紙1・2を参照

国土交通省ハザードマップポータルサイト「重ねるハザードマップ」を参照

蕨市地震ハザードマップ（平成28年3月改定）

蕨市洪水ハザードマップ（令和4年3月改定）

蕨市内水ハザードマップ

(2) 被災想定

本計画においては、「蕨市地域防災計画」の被害想定等に基づき、東京湾北部地震 想定震度6強による被害を想定する。

【自治体公表の被災想定】

●地震

埼玉県地震被害想定調査は、首都直下地震に係る最新の科学的知見や埼玉県における過去の被害地震をふまえて実施されました。この被害想定では、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の5つが想定されていますが、蕨市地域防災計画では、これら地震のうち、蕨市で最も被害が大きくなる東京湾北部地震を想定しています。

本市の特徴の一つとして、建物が密集していることが挙げられます。特に古い木造住宅が多く分布する地域では、地震時に建物等の被害が発生しやすくなっています。これらの地域では狭隘な道路も多く、安全な避難経路の確保なども防災課題の一つです。



想定地震の断層位置図

平成 24・25 年度埼玉県
地震被害想定調査より

東京湾北部地震想定震度・想定被害			
最大震度			6 強
液状化可能性（判定区分：高い）			44%
全壊数（棟）			490
半壊数（棟）			1,383
焼失数（棟）風速 8m/s	冬 18 時		27
死者数（人）風速 8m/s	冬 5 時		26
負傷者数（人）風速 8m/s	冬 5 時		219
	うち重傷者数（人）	冬 5 時	27
避難者数	1 週間後避難者数（人）風速 8m/s	冬 18 時	4,008
	1 か月後避難者数（人）風速 8m/s	冬 18 時	3,475
帰宅困難者数（人）		平日夏 12 時	3,820

●風水害

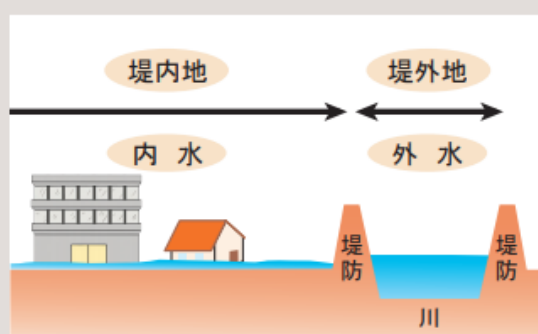
国土交通省の荒川浸水想定区域図によると、200年に1回程度起こる大雨で荒川の洪水が発生した場合、市のほぼ全域が1.0メートル以上の深さで浸水します。

また、竜巻や突風は、その発生を予測することが難しく、局所的、突発的に発生するものですが、発生時の対応について普及啓発を図ります。

(ハザードマップについてはp25、竜巻についてはp27参照)

内水はん濫と洪水（外水）はん濫

堤防で守られた内側の土地にある水を内水と呼び、河川の水を外水と呼びます。



内水はん濫

大量の雨が下水道に流れ込み、雨水を配水しきれずにマンホールや道路側溝などからあふれ出すことで発生する浸水です。

近年では、集中豪雨の発生頻度が高くなってきているため、内水はん濫が起こる可能性があります。



洪水（外水）はん濫

台風や大雨で河川の水位が上昇し、想定している水位以上になると河川内の水が堤防を越えたり、堤防を決壊させることで発生する浸水です。



【自治体公表の被災想定】

＜項目例＞

交通被害

道路：

橋梁：

鉄道：

ライフライン

東京湾北部地震 想定震度 6 強による被害を想定

上水： 概ね 1 か月でほぼ復旧

下水：

電気： 概ね 10 日でほぼ復旧

ガス： 概ね 2 週間でほぼ復旧

通信：

【事業所で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

	当日	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目		14 日目
電力	自家発電機	→	→	→	→	→	復旧		
E V									
飲料水	→	→	→	→	→	→	復旧		
生活用水	→	→	→	→	→	→	復旧		
ガス	→	→	→	→	→	→	→	→	復旧
携帯電話	→	→	→	→	→	→	復旧		
メール	→	→	→	→	→	→	復旧		

※自家発電機は 2 時間程度、使用可能。

4. 優先業務の選定

(1) 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所では、どの事業（入所、通所、訪問介護など）を優先するか（逆にどの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

- <優先順位① 優先する事業・止めてはいけない事業>
生命維持に必要な事業 例：与薬・食事提供・医療機器(在宅酸素等)
- <優先順位② >
外部への影響のある事業 例：通院・サービス事業所(緊急ショートステイ)
- <優先順位③ >
相談支援事業・社会交流の場の提供

(2) 優先する業務

上記優先する事業のうち優先する業務を選定する。

※独居、高齢世帯を優先的に安否確認(個別ファイル参照)
職員緊急連絡網を参照

① 発生直後の業務

業 務	実 施 内 容	必 要 資 源
火災対応、避難誘導	消防計画による。	在所職員
災害や周辺被害の情報収集	発生後直ちに確認する。	ラジオ、携帯電話等の災害情報アプリ
建物・敷地等の安全確認 物的被害状況確認・人的被害状況 代替措置の決定	発生後直ちに確認する。 被害箇所は四方向から撮影する。	在所職員 市町・協力団体等へ報告
電気、上下水道、ガス、通信、消防、空調、ボイラー設備等の被害確認。 代替措置の決定	発生後直ちに確認する。 被害箇所は四方向から撮影する。	在所職員 市町・協力団体等へ報告
周辺環境の安全確認・被害・道路使用の状況の確認する。	身の回りの安全が確認できた後に確認する。	自転車やバイク

② 支援・介護業務ほかの継続する優先業務

職員数	出勤 30% (発災当日)	出勤 50%	出勤 70%	出勤 90%
業務基準	通常業務は行わない 優先順位の高い者から安否確認を行う。	通常業務の一部休止 優先順位の高い者から安否確認を行う。	通常業務に近づける 優先順位の高い者から安否確認を行う。	ほぼ通常業務どおり 優先順位の高い者から安否確認を行う。
必要に応じて緊急対応・災害時対応を実施する。				

新規 相談	休止	相談内容に応じて実施	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
----------	----	------------	-----------	-----------

(3) 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

各利用者の情報は個別利用者台帳を作成している。

(4) 現状の課題と対策

事業継続をより一層確実に行うために現状の課題と実施すべき事項を整理する。

検討部署	区分	項目	課題内容	対応の方向性	関係部	目標完了期限
	地震 水害	避難	夜勤職員・非常勤職員の避難訓練に参加する機会の不足。	ケアハウス訓練時に参加する。		2023 年 3 月
	地震 水害	研修	各職員が災害対策の研修に参加できていない。	外部研修の機会を設ける。		2023 年 3 月
	地震 水害	AED	被災した際、利用者・職員のけがや心肺停止が考えられる。現状、各職員が AED 使用を学ぶ機会が不足の状況。	AED の使い方について学ぶ機会を設ける。 例：出前講座の利用等		2024 年 3 月

5. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1) 職員への研修と訓練

区分	項目	目標	対象者	時期等
研修	災害について（一般的知識） 事業継続計画の研修	想定される災害知識の習得 家庭での防災対策 計画の理解、シートの作成に向けた研修、連絡方法の周知	初任者	月
研修 演習	災害時リスクマネジメントの研修	利用者一覧表や優先順位の高い 利用者の情報共有 職員間の連絡方法の訓練	全員	月
訓練	災害時机上訓練	防災マニュアル・BCPの周知。 発災時のシミュレーション訓練。 多職種連携・災害時ネットワーク 構築の強化。	全員	年に1度
	消防が実施する研修会 に参加	消火器や消火栓を使った訓練を 行う。	全員	法人の計画に 準ずる。

	救命救急訓練	応急処置（救急救命法・AED 操作）について学ぶ。 外部研修・AED（または応急手当）今後、定期的に受講できる体制を整えていく。 普通救命講習を積極的に受講していく。	全員	
--	--------	---	----	--

＊訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

（２）ＢＣＰの検証・見直し

- ・ 発災時のシミュレーション訓練等を通して、計画通りに実施できるのか、検証していく。
- ・ 現実的な計画とするために、年に１回以上は見直しを行う。
- ・ 計画が改訂された場合には、その都度、職員への周知を行っていく。

I. 自施設での対応（自助）

1. 平常時の対応

（1）建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
パソコン	粘着マットの使用	
プリンター	落下防止	
冷蔵庫	転倒防止	
キャビネット	転倒防止	
窓際の収納	避難経路の確保	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
キャビネット	ボルトでの壁に固定	実施済
冷蔵庫	ボルトでの壁に固定	実施済
プリンター	粘着マット等で固定	未実施
窓際の収納	収納場所の変更	未実施

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
照明器具	代替案：懐中電灯・ランタン
空調機器（寒さ対策）	代替案：毛布（防寒シート）

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策

(4) 備蓄品

備蓄品

別紙 6 備蓄品リストを参照

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PHS／PCメール／SNS等

当事業所で使用可能な通信手段

固定電話：048-434-6721（第一地域包括支援センター）

FAX：048-434-6731

PCメールアドレス：w-dai1houkatu@warabisyakyo.org

休日夜間緊急連絡先（虐待受付専用）

固定電話：048-434-6721（総合社会福祉センター警備室）

携帯電話：080-3447-6721（非公開）

災害時優先電話（発信のみ優先）

固定電話：048-441-5405

携帯電話：080-3097-6721（非公開）

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する（手書きによる事務処理方法など）。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

毎月1回：地域包括支援センター事務員等が、データのバックアップ。

※浸水リスクありの場合、バックアップ先PC、USBを持ち出し。

（７）衛生面（トイレ等）の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を検討、記載する。

① トイレ対策

【利用者】

初動・緊急時は一時的におむつ着用。利用者の許可を得てから可能な範囲で行う。

おむつ交換は定時に集中して実施。

おむつが難しい利用者へは固定した上でポリ袋・ビニール袋への排泄を促す。

※ヘルパーステーションに準ずる。

※東日本大震災では、おむつを装着し定時に集中して行うことで困難を乗り越えた事例が報告されている。

【職員】

トイレや浄化機能の破損等により使用不可となった場合、職員はポリ袋・ビニール袋等で排泄を行う。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物は、以下の方法で処理を実施する。

候補場所１：中庭付近のごみ捨て場。中庭に穴を掘り、処理場所を確保する。

候補場所２：北側駐車場にポリ袋・ビニール袋に入れて保管

※衛生面に配慮して人通りの少ない場所を選定する。

（８）資金手当て

災害に備えた資金手当てを検討し、記載する（火災保険など）。

緊急時に備えた手元資金等（現金）について記載する。

- ・施設は蔵市で加入の火災保険で対応。
- ・人員に被災者が発生の場合は労災保険及び、法人加入保険にて対応する。
- ・現金は小口現金を総務課に依頼していく。

*地震保険の保険契約については地域によって制限がある

2. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合と水害の場合に分けてBCPを発動する基準を検討し、記載する。

【地震による発動基準】

本書に定める緊急時体制は、蕨市周辺において地震が発生し、かつ法人によって発動が必要と判断された場合

【水害による発動基準】

記録的短時間大雨警報、土砂災害警戒情報が発令または台風により暴風警戒情報が発令され、かつ法人によって発動が必要と判断された場合

【その他】

常務理事によって発動が必要と判断した場合
常務理事が不在の場合の代替者 → 事務局長

(2) 行動基準

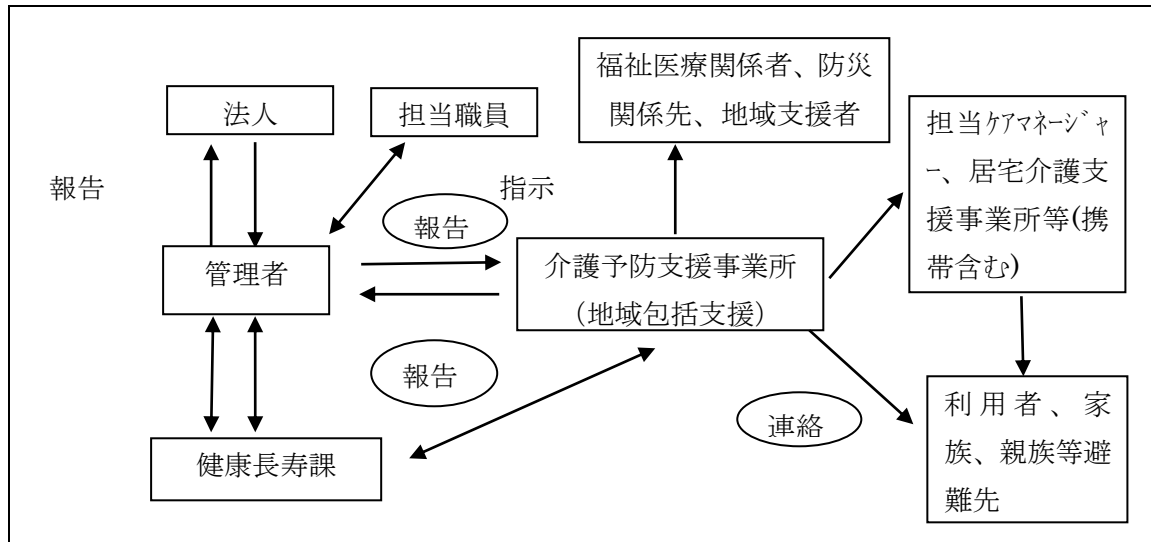
発災時の個人の行動基準を記載する。

災害発生時の行動指針は以下の通りとする。

- ① 自身及び利用者、家族の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災、建物倒壊など）
- ③ 法人内施設間の連携と外部機関との連携
- ④ 情報発信

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し記載する。



※担当職員とは、指定介護予防支援事業所 事業運営規程に規定している者

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所
1階 地域包括支援センター事務所	2階 ケアハウス棟会議室

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者（見守り対象者）の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を検討する。

【安否確認ルール】

担当職員 → 管理者

※適宜、協力できる状態の職員が協力する

【医療機関への搬送方法】※救急車代行ができない場合で、緊急性を要する場合

搬送する医療機関は以下の通りとする。

- ・ 蔵市立病院
- ・ 蔵北町病院
- ・ 菊地医院

なお、搬送は職員が公用車を使用して行う。

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく 別紙 3 参照

(例) 携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

[施設内]

1 階地域包括事務所・1 階入浴室・2 階ヘルパーステーション控室
各部屋の代表者が点呼、安否確認を行い管理者に報告する。

[自宅等]

自宅等で被災した場合は、①電話 ②災害用伝言ダイヤルで当事業所に自身の安否情報を報告する。

報告する事項は自身・家族が無事か否か。出勤可否。

出勤時に【職員・家族等 安否確認報告書】(別紙 3)を管理者へ提出。
提出が難しい際は、電話した時に聞き取りを行った職員が代理で記入。

管理者は【所属長用 被害確認報告書】(別紙 4)を記入し総務課へ提出。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

営業時間外に災害が発生した場合の参集基準は以下の通りとする。

◎：参集 △：状況に応じて参集（自宅待機）

		管理者	その他参集 対象者	その他の職員
警報レベル	警報レベル 3	△	△	△
	警報レベル 4	◎	△	△
	警報レベル 5	◎	◎	△
避難情報	高齢者等避難	△	△	△
	避難指示	◎	△	△
	緊急安全確保	◎	◎	△
地震	震度 5 弱	△	△	△
	震度 5 強	◎	△	△
	震度 6 以上	◎	◎	△

（７）施設内外での避難場所・避難方法

震災発生時、施設内外の避難場所となる候補場所を決めておく。

【施設内】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	北側駐車場	南側駐車場（マイクロバス付近）
避難方法	徒歩	徒歩

【施設外】

	第 1 避難場所	第 2 避難場所
避難場所	蕨市立第二中学校	老人福祉センター松原会館
避難方法	徒歩	徒歩

（８）重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（電気の有無など）とあわせて時系列で記載すると整理しやすい）。

災害時ガイドライン参照

（９）職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
1 階 事務所	1 階 事務所

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

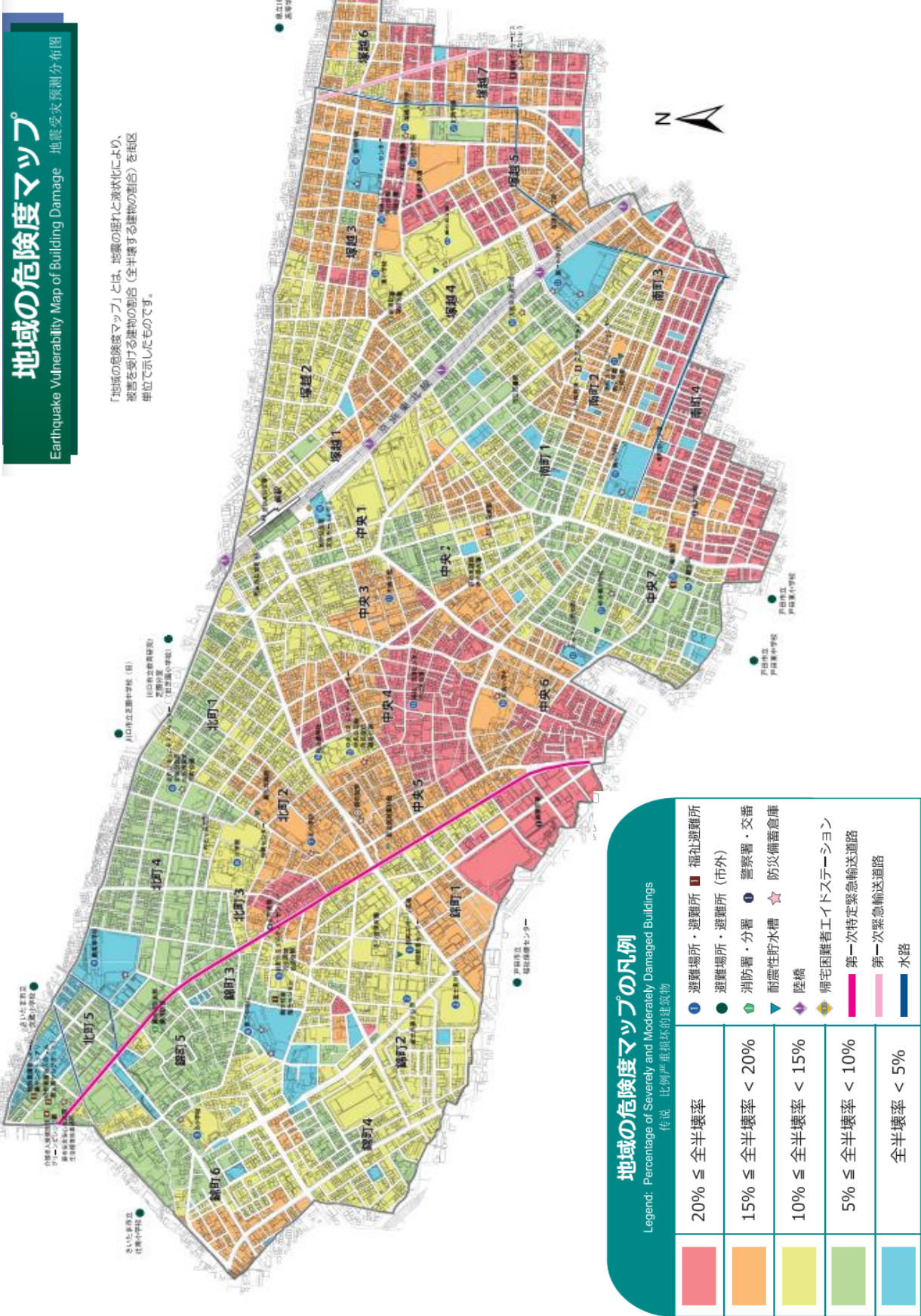
【災害時の勤務シフト原則】

※検討中

(1 0) 復旧対応

復旧作業が円滑に進むように施設の破損箇所確認シートや各種業者連絡先一覧を整備し、別紙として添付しておく。

法人 BCP 参照



社会福祉センター周辺 地域の危険度マップ（地震）



蕨市浸水想定区域図

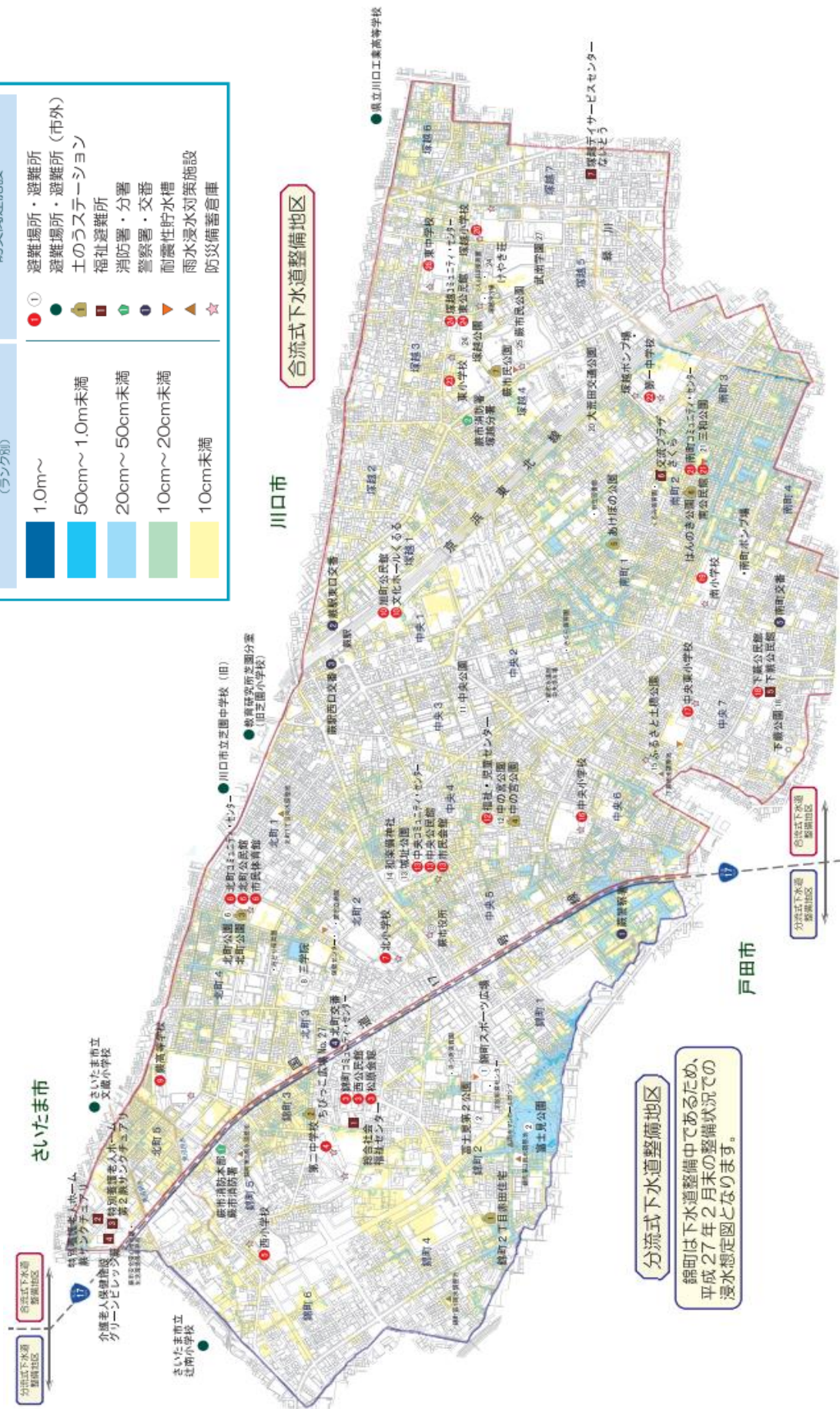
Warabi city Anticipated inundation area figure

蕨市浸水假定区域图

凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

水深 (cm)	施設
1.0m～	避難場所・避難所 (市外)
50cm～1.0m未満	避難場所・避難所 (市内)
20cm～50cm未満	福祉避難所
10cm～20cm未満	消防署・分署
10cm未満	警察署・交番
	耐震性貯水罐
	雨水浸水対策施設
	防災備蓄倉庫



分流式下水道整備地区

錦町は下水道整備中であるため、平成27年2月末の整備状況での洪水想定図となります。

社会福祉センター周辺 地域の危険度マップ（水害）





防災関連施設一覧

消防署・分署

番号	施設名	所在地	電話番号
①	蕨市消防本部・蕨消防署	錦町 5-1-22	048-441-0119
②	蕨消防署・塚越分署	塚越 4-1-6	048-442-2111

警察署・交番

番号	施設名	所在地	電話番号
①	蕨警察署	錦町 1-12-21	048-444-0110
②	蕨駅東口交番	中央 1-23-1	048-441-1330
③	蕨駅西口交番	中央 1-30-2	048-432-4267
④	北町交番	北町 3-4-18	048-443-3025
⑤	南町交番	南町 4-20-1	048-443-6560

福祉避難所

番号	施設名	所在地	電話番号
①	総合社会福祉センター	錦町 3-3-27	048-432-6760
②	特別養護老人ホーム蕨サンクチュアリ	北町 5-12-5	048-441-9598
③	特別養護老人ホーム第2蕨サンクチュアリ	北町 5-13-20	048-441-3153
④	介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨	北町 5-13-6	048-443-5001
⑤	下蕨公民館	中央 7-41-1	048-441-1560
⑥	交流プラザさくら	南町 2-21-2	048-432-7271
⑦	塚越デイサービスセンターないとう	塚越 7-24-14	048-434-6540

指定緊急避難場所、指定避難所 一覧

No.	施 設	指定緊急避難場所		指定 避難所	備 考
		地震	水害		
1	錦町スポーツ広場	○	—	—	
2	富士見公園、富士見第2公園	○	—	—	
3	錦町コミュニティ・センター (西公民館、松原会館)	○	○※1	○	※1 松原会館を除く。
4	第二中学校	○	○	○	
5	西小学校	○	○	○	
6	北町コミュニティ・センター (北町公民館、市民体育館、北町公園)	○	○※1	○※1	※1 北町公園を除く。
7	北小学校	○	○	○	
8	三学院	○	—	—	
9	蕨高等学校	○	○	○	
10	旭町公民館、文化ホールくるる	○	○※1	○	※1 旭町公民館を除く。
11	中央公園	○	—	—	
12	福祉・児童センター、中の宮公園	○	○※1	○※1	※1 中の宮公園を除く。
13	中央コミュニティ・センター (中央公民館、市民会館、城址公園)	○	○※1	○※1	※1 城址公園を除く。
14	和楽備神社	○	—	—	
15	ふるさと土橋公園	○	—	—	
16	中央小学校	○	○	○	
17	中央東小学校	○	○	○	
18	下蕨公民館、下蕨公園	○	○※1	○※1	※1 下蕨公園を除く。
19	南小学校	○	○	○	
20	大荒田交通公園	○	—	—	
21	南町コミュニティ・センター (南公民館、三和公園)	○	○※1	○※1	※1 三和公園を除く。
22	第一中学校	○	○	○	
23	東小学校	○	○	○	
24	塚越コミュニティ・センター (東公民館、塚越公園、けやき荘)	○	○※1	○※2	※1 塚越公園、けやき荘を除く。 ※2 塚越公園を除く。
25	蕨市民公園	○	—	—	
26	塚越小学校	○	○	○	
27	武南学園	○	—	—	
28	東中学校	○	○	○	

職員・家族等 安否確認報告書

報告日時	年 月 日 ()
報告者（氏名）	
代筆者（氏名）	
報告者連絡先	
人的被害状況（本人）	
被害ありの場合の状況	
人的被害状況（家族）	
被害ありの場合の状況	
安否不明者	
不明者ありの場合の状況	
物的被害状況（自宅等）	
被害ありの場合の状況	
避難先	
ライフラインの状況	電気 ☐ 使用可能 ☐ 使用不可（復旧予定 月 日頃） ガス ☐ 使用可能 ☐ 使用不可（復旧予定 月 日頃） 水道 ☐ 使用可能 ☐ 使用不可（復旧予定 月 日頃）
出勤予定	
備考	

所属長用 被害確認報告書				
報告日時	年	月	日 () 午前・午後 時 分	
部所名・報告者（氏名）				
報告者連絡先				
人的被害状況	利用者			
	死者	人		
	負傷者	人		
	不明	人		
	職員	人		
	死者	人		
	負傷者	人		
	不明	人		
人的被害状況（家族）	被害 あり ・ なし			
利用者の引渡状況	完了 ・ 未完了			
	未完了の場合の理由			
利用者・職員の避難状況	完了 ・ 未完了			
	未完了の場合の理由			
物的被害状況 （施設内外の建物・備品等）	被害 あり ・ なし			
被害ありの場合の状況 避難先				
物資の供給状況	飲料水	充足・不足		
	食料	充足・不足		
	衛生用品	充足・不足		
不足している物・ どの程度不足しているか				
ライフラインの状況	電気	使用可能・使用不可（復旧予定	月	日頃）
	ガス	使用可能・使用不可（復旧予定	月	日頃）
	水道	使用可能・使用不可（復旧予定	月	日頃）
備考				

災害対応チェックリスト

1 災害時の要介護高齢者支援の準備対策

☐ 要介護高齢者連絡先名簿

- ・ 必須→自宅、家族、担当ケアマネジャー、介護保険事業者(携帯含む)
- ・ 選択→かかりつけ医、地域支援者、親族等避難先

☐ 要介護高齢者の状況（利用者台帳や利用者カードなどと共用でよい）

- ・ 要介護・障害・病気の状況、介護サービス内容、日常生活・避難先で考慮すべきこと、常備薬、補装具、日常生活用具（可能なら避難方法）

☐ [災害時の連絡先名簿](#)

- ・ 福祉医療関係者→介護保険事業者、病院、訪問看護、社会福祉協議会、市など
- ・ 防災関係機関→警察、消防、自衛隊、海上保安庁、河川事務所など
- ・ 地域支援者→民生委員代表、町内会・自治会・自主防災組織代表など
- ・ 避難所等→小中学校、公民館など

☐ 職員の情報連絡体制

- ・ 職員連絡先、継走網

☐ 災害時の参集基準

- ・ 例→大雨洪水警報が出たときは自宅で待機する、震度 5 強以上の地震で職場に参集する、などの基準を作成

☐ 災害時の組織体制

- ・ 災害時の責任者及び代理者順位を定める
- ・ 責任者、職員の役割分担を定める

☐ 活動記録票・訪問記録票・[相談記録票](#)など

2 災害直後の緊急対応

☐ 自分と家族の安全を確保

☐ 災害情報の入手

- ・ 入手先→市担当課、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯など

☐ 参集基準にしたがった対応

- ・ 参集時に情報収集及び報告

☐ 他職員と連絡及び職員の安否確認

☐ 高齢者の安否確認

- ・ 確認内容→状況確認、避難先・避難方法の聞き取り、助言、その他ニーズ把握

☐ 災害情報・避難情報の伝達（必要に応じて行う）

- ・ 伝達先→要介護高齢者、家族、介護保険事業者、地域支援者など
- ・ 処理→緊急対応が必要な場合は、すぐに市担当課に連絡。その他は、記録し落ち着いた段階で、市、介護保険事業者等に連絡

☐避難行動支援（必要に応じて行う）

- ・施設、病院への緊急入所調整、市や介護保険事業者に搬送依頼など

3 災害復旧時の対応

☐避難先の確認

- ・介護保険事業者などと連携

☐体調把握

- ・介護保険事業者などと連携

☐福祉ニーズの把握

- ・介護保険事業者などと連携

☐こころのケア

- ・保健所、介護保険事業者、地域支援者、ボランティアなどと連携

☐関係者間のカンファレンス

☐福祉避難所への搬送、ケア

- ・介護保険事業者などと連携

☐職員の勤務体制づくり

- ・復旧は長期にわたるので、職員が十分に休養をとれる勤務体制をつくる

☐職員等の応援派遣要請

- ・市、社会福祉士会などと連携

☐ボランティア・ボランティアコーディネータ（社協）にニーズ情報提供

☐自宅訪問

- ・介護保険事業者などと連携

☐職員のケア

- ・終了後のミーティング、セルフケアなど

【参考１】市との事前調整

災害時の介護保険の取り扱い、地域包括支援センターの役割については、市と事前に調整することが必要である。

事例：災害時の介護保険の例外的取扱い（新潟県中越地震の対応）

- ① 定員をこえた受け入れ：介護報酬の減額対象とならなかった
- ② 居宅サービス範囲の拡大：避難所など自宅外でも可能となった
- ③ 利用者負担：市の判断により減免措置が可能となった

なお、非認定者への介護サービスの実施、認定者であっても要介護度が高くなった場合は、他の利用者との公平性を保つ観点からできるだけ早期に認定審査会を実施して対応した。

【参考２】 災害の一般的な事前対策

□地域ごとの危険度の把握（浸水予測、地震被害想定など）

・データ入手先→市区町村またはインターネット、図書館等にある古い地図

□地域包括支援センターの地域、建物の危険度の把握

・データ入手先→市またはインターネット、耐震診断等の実施

□災害時における地域包括支援センターと市との連携の調整

□備品、家具・什器の固定

□災害用備蓄品（職員用＋α）

□応急医薬品

【参考文献】

災害時の高齢者支援マニュアル 日本赤十字社

高齢者・障害者の災害時の避難支援のポイント ぎょうせい

地域防災力強化宣言 ぎょうせい